

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月18日

照会部署名 九州ブロック本部厚生年金適用支援G

照会担当者 (一般職) 黒木 啓二

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 山口

(案件)

(受付番号) No. 2010-261	固定残業手当導入時・導入後の月額変更について
------------------------	------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

残業手当の支給形態に、「固定残業手当（一定時間までの残業は定額手當に含まれ、それを超えた額については別途残業手当として支給）」というものがあるが、

- ① 固定残業手当を導入する際に、今までの定額手当を廃し、同時に同額の固定残業手当の対象となる手当を支給される場合や、すでにある手当を固定残業手当の対象とする場合に給与体系の変更とみて月額変更のきっかけと見て良いのか、それとも同額の手当と見て、あくまで固定額の変動がなければ月額変更とは見れないのか。
- ② 導入後について、固定残業手当の定額部分については「固定的賃金」と見て、定額部分の変動によって月額変更のきっかけとして良いか。

以上2点についてご教授願います。

(回答)

標準報酬の隨時改定においては、単に手当等の名称や同一手当内の内訳にとらわれることなく、実態に応じて判断することが必要であるが、ご照会の事例については、いずれも実際の支給額には変動が生じていないことから、隨時改定には該当しない取扱いとなる。

また、類似の事例として、実際の支給額に変動が生じる場合においては、上記とは異なり、随时改定の対象となるので、ご注意いただきたい。

回 答 日 平成22年7月20日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----